

議員提出第12号

令和 6 年12月20日

安曇野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第 109 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

提出者

安曇野市議会議会運営委員会

委員長 中村 今朝子

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行により「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、関係する規定の改正を行うため、本案を提出するものである。

(別紙)

安曇野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年安曇野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第51条から第53条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。